

平成 26 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

| 内 容     |  |
|---------|--|
| 議 案 番 号 | 第 1 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市部設置条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 摘 要     | <p>政策の調査及び研究体制を整え、安定した行政運営を推進するもの 26. 4. 1～</p> <p>1 みらい創造研究所の新設<br/>みらい創造研究所の分掌する事務<br/>政策の調査及び研究に関すること。</p> <p>2 1に伴い条例の題名を改める。<br/>「安城市部設置条例」→「安城市事務分掌条例」</p>                 |
| 議 案 番 号 | 第 2 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 摘 要     | <p>県内の農業共済組合等が統合すること及び新たに職員を公益財団法人愛知県市町村振興協会に派遣することに伴うもの 26. 4. 1～</p> <p>1 現在職員を派遣している団体の統合に伴うもの<br/>西三河農業共済組合 → 愛知県農業共済組合</p> <p>2 新たに職員を派遣する団体を定めるもの<br/>公益財団法人愛知県市町村振興協会</p> |
| 議 案 番 号 | 第 3 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 摘 要     | <p>産前産後休業している会員の掛金を免除するもの 26. 4. 1～</p> <p>産前産後休業（出産の日（出産の日が産後の予定日後であるときは、産後の予定日）以前 4 2 日から産後の予定日後 5 6 日までの間において勤務に服さないことをいう。）をしている会員は、その期間に係る掛金の負担を要しないこととする。</p>               |

| 内 容  |  |
|------|--|
| 議案番号 | 第4号議案  |
| 議案名  | 安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 摘要   | <p>55歳を超える職員の昇給の抑制等について、国家公務員に準じた措置を講ずるもの 26. 4. 1～</p> <p>55歳(規則で定める職員は、56歳以上の規則で定める年齢)を超える職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする(現在、勤務成績が良好な職員は2号給の昇給)。</p> |
| 議案番号 | 第5号議案  |
| 議案名  | 安城市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について  |
| 摘要   | <p>安城市職員退職手当基金の設置目的を果たしたことに伴うもの 26. 4. 1～</p>  |
| 議案番号 | 第6号議案  |
| 議案名  | 安城市公共施設保全整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について   |
| 摘要   | <p>公布の日～</p> <p>公共施設の長寿命化を図るための保全整備に必要な財源を確保するため、基金を設置する。</p>  |

| 内 容     |  |         |                  |                  |         |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
|---------|--|---------|------------------|------------------|---------|--------|--------|----|---------------|---------|--|-------|-------|----|-------------------|---------|--|---------|---------|----|-------------------|---------|--|---------|---------|----|-------------------|---------|--|---------|---------|
| 議 案 番 号 | 第 7 号議案  |         |                  |                  |         |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
| 議 案 名   | 安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定<br>について   |         |                  |                  |         |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
| 摘<br>要  | <p>他市の状況を勘案し、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可等に係る手数料を改定し、並びに事業範囲の変更の許可に係る手数料を定めるもの</p> <p style="text-align: right;">26. 7. 1～</p> <p>1 手数料を改定するもの</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可（更新を含む。）<br/>1 件につき 1,500 円 → 5,000 円</p> <p>(2) 前号に係る許可証の再交付<br/>1 件につき 500 円 → 1,000 円</p> <p>2 手数料を定めるもの<br/>一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可<br/>1 件につき 5,000 円</p>   |         |                  |                  |         |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
|         | <p>議 案 番 号</p> <p>第 8 号議案</p> <p>議 案 名</p> <p>秋葉いこいの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定<br/>について</p>  |         |                  |                  |         |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
| 摘<br>要  | <p>秋葉いこいの広場の利用施設の見直しに伴うもの</p> <p style="text-align: right;">26. 4. 1～</p> <p>1 利用施設の変更<br/>大会議室（多目的ホール） → 多目的室 1 及び多目的室 2</p> <p>2 1 に伴う利用料金の改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>大会議室<br/>(多目的ホール)</th> <th>→</th> <th>多目的室 1</th> <th>多目的室 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td>午前 9 時<br/>～正午</td> <td>1,680 円</td> <td></td> <td>840 円</td> <td>840 円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>午後 1 時<br/>～午後 5 時</td> <td>2,100 円</td> <td></td> <td>1,050 円</td> <td>1,050 円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後 6 時<br/>～午後 9 時</td> <td>2,310 円</td> <td></td> <td>1,150 円</td> <td>1,150 円</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>午前 9 時<br/>～午後 9 時</td> <td>4,830 円</td> <td></td> <td>2,410 円</td> <td>2,410 円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分      |                  | 大会議室<br>(多目的ホール) | →       | 多目的室 1 | 多目的室 2 | 午前 | 午前 9 時<br>～正午 | 1,680 円 |  | 840 円 | 840 円 | 午後 | 午後 1 時<br>～午後 5 時 | 2,100 円 |  | 1,050 円 | 1,050 円 | 夜間 | 午後 6 時<br>～午後 9 時 | 2,310 円 |  | 1,150 円 | 1,150 円 | 全日 | 午前 9 時<br>～午後 9 時 | 4,830 円 |  | 2,410 円 | 2,410 円 |
|         | 区分   |         | 大会議室<br>(多目的ホール) | →                | 多目的室 1  | 多目的室 2 |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
| 午前      | 午前 9 時<br>～正午  | 1,680 円 |                  | 840 円            | 840 円   |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
| 午後      | 午後 1 時<br>～午後 5 時  | 2,100 円 |                  | 1,050 円          | 1,050 円 |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
| 夜間      | 午後 6 時<br>～午後 9 時  | 2,310 円 |                  | 1,150 円          | 1,150 円 |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
| 全日      | 午前 9 時<br>～午後 9 時  | 4,830 円 |                  | 2,410 円          | 2,410 円 |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |
|         |  |         |                  |                  |         |        |        |    |               |         |  |       |       |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |    |                   |         |  |         |         |

| 内 容     |   |
|---------|---|
| 議 案 番 号 | 第 9 号議案   |
| 議 案 名   | 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 摘 要     | <p>新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施又は復興計画の作成等の 公布の日～<br/>ため本市に派遣された職員に対する手当を支給するもの</p> <p>1 派遣職員に支給する手当に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び大規模災害からの復興に関する法律の規定による災害派遣手当を加える。</p> <p>2 1に伴い条例の題名を改める。<br/>「災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例」→「安城市災害派遣手当等の支給に関する条例」</p> |
| 議 案 番 号 | 第 10 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市社会教育委員設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 摘 要     | <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴うもの 26. 4. 1～</p> <p>社会教育委員の委嘱の基準が、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるとされたため、当該基準を定めるもの</p>   |

| 内 容     |   |
|---------|---|
| 議 案 番 号 | 第 11 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について  |
| 摘 要     | <p>防犯カメラを有効に利用した安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するとともに、市民等の権利利益の保護を図るもの</p> <p>26. 6. 1～</p> <p>1 設置運用要領の届出<br/>市、指定管理者、町内会等及び商店街振興組合が、公共の場所（道路、公園、広場その他規則で定める場所）に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、設置運用要領を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 設置者の責務等<br/>(1) 設置者は、設置目的を明らかにすること、管理責任者を置くこと等の措置を講じなければならない。<br/>(2) 設置者等は、設置運用要領に従い適正な運用を図ること、画像データを記録した媒体を厳重に保管すること、規則で定める期間を経過した画像データを消去等すること等の事項を遵守しなければならない。<br/>(3) 設置者等は、画像データに記録された本人から開示請求があった場合には、必要と認められる範囲で開示するよう努めなければならない。<br/>(4) 設置者等は、市民等から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。</p> <p>3 報告、勧告及び公表<br/>(1) 市長は、設置者等に対し、防犯カメラの設置運用状況の報告を求めることができる。<br/>(2) 市長は、違反行為を認めるときは、設置者等に対し、中止その他是正措置を講ずるよう勧告することができる。<br/>(3) 市長は、正当な理由がなくて勧告に従わなかった者を、意見を述べる機会を与えた上で、公表することができる。</p> <p>4 届出状況等の公表<br/>市長は、毎年1回、設置運用要領の届出の状況等を公表する。</p> <p>5 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い等<br/>市が設置した防犯カメラに係る個人情報の取扱いについては、安城市個人情報保護条例を適用する。</p> <p>6 設置者等以外の者の防犯カメラの設置及び運用<br/>設置運用要領の届出義務者以外の者も、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、適正な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>7 啓発活動<br/>市長は、防犯カメラを設置及び運用する者に対し、適切な設置及び運用についての啓発活動を行う。</p> |

| 内 容     |   |
|---------|---|
| 議 案 番 号 | 第 12 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市一般旅券発給事務収入印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の制定について   |
| 摘 要     | <p style="text-align: right;">公布の日～</p> <p>一般旅券発給事務に係る収入印紙の購入及び売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行う必要があるため、基金を設置する。</p>   |
|         |   |
| 議 案 番 号 | 第 13 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 摘 要     | <p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う道路占用料の改定、道路予定区域において道路占用料を徴収すること及び道路法の改正に伴うもの <span style="float: right;">26. 4. 1～</span></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 占用の期間が1月未満の占用に係る道路占用料の改定<br/>100分の105を乗じて得た額 → 100分の108を乗じて得た額</li> <li>2 道路予定区域において道路占用料を徴収するための規定の改正</li> <li>3 国の行う事業に係る占用について、全て道路占用料を徴収することができないものとされたことに伴う規定の整理</li> <li>4 道路占用料条例を引用する他の条例の改正</li> </ol> |
|         |   |

| 内 容  |  |
|------|--|
| 議案番号 | 第14号議案   |
| 議案名  | 安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 摘要   | <p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、法定外公共用物占用料を改定するもの 26. 4. 1～</p> <p>占用の期間が1月未満の占用に係る法定外公共用物占用料の改定<br/>100分の105を乗じて得た額 → 100分の108を乗じて得た額</p> |
| 議案番号 | 第15号議案   |
| 議案名  | 安城市緑化条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 摘要   | <p>安城市緑化審議会の委員の委嘱の基準を変更するもの 26. 4. 1～</p> <p>委員の委嘱の基準の変更<br/>各種団体の代表者 → 公共的団体等を代表する者<br/>市職員 → その他市長が必要と認める者</p>                   |
| 議案番号 | 第16号議案   |
| 議案名  | 安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 摘要   | <p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、公共下水道使用料を改定するもの 26. 4. 1～</p> <p>公共下水道使用料の改定<br/>100分の105を乗じて得た額 → 100分の108を乗じて得た額</p>                     |

| 内 容     |   |
|---------|---|
| 議 案 番 号 | 第 17 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 摘 要     | <p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い水道料金等を改定し、並びに配水管の布設工事に係る規定を実情に即したものとするもの<br/> 1 - 公布の日～<br/> 2 - 26. 4. 1～</p> <p>1 配水管（本管）の布設に係る工事について、市長のみが施行することとしている規定の削除</p> <p>2 私設消火栓の供給準備料及び演習使用料並びに水道料金の改定<br/> 100 分の 105 を乗じて得た額 → 100 分の 108 を乗じて得た額</p> |
| 議 案 番 号 | 第 18 号議案  |
| 議 案 名   | 安城市上水道布設費分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 摘 要     | <p>消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、上水道布設費分担金を改定するもの<br/> 26. 4. 1～</p> <p>上水道布設費分担金の改定<br/> 100 分の 105 を乗じて得た額 → 100 分の 108 を乗じて得た額</p>  |
| 議 案 番 号 | 第 19 号議案  |
| 議 案 名   | 平成 2 5 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について   |
| 摘 要     | 資料別添  |



| 内 容     |  |
|---------|--|
| 議 案 番 号 | 第 20 号議案 ～ 第 28 号議案  |
| 議 案 名   | 平成 2 5 年度安城市特別会計補正予算について   |
| 摘 要     | <p>国民健康保険事業（第 1 号） 土地取得（第 1 号） 有料駐車場事業（第 2 号） 下水道事業（第 2 号） 安城北部土地区画整理事業（第 2 号） 農業集落排水事業（第 2 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 3 号） 介護保険事業（第 1 号） 後期高齢者医療（第 1 号） の 9 会計</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p> |
| 議 案 番 号 | 第 29 号議案   |
| 議 案 名   | 平成 2 5 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号） について   |
| 摘 要     | <p style="text-align: right;">資料別添</p>   |
| 議 案 番 号 | 第 30 号議案   |
| 議 案 名   | 平成 2 6 年度安城市一般会計予算について   |
| 摘 要     | <p style="text-align: right;">資料別添</p>   |

| 内 容     |   |
|---------|---|
| 議 案 番 号 | 第 31 号議案 ～ 第 38 号議案   |
| 議 案 名   | 平成 2 6 年度安城市特別会計予算について  |
| 摘 要     | 国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 農業集落排水事業 安城<br>桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 8 会計<br>資料別添 |
| 議 案 番 号 | 第 39 号議案  |
| 議 案 名   | 平成 2 6 年度安城市水道事業会計予算について  |
| 摘 要     | 資料別添  |
| 議 案 番 号 | 第 40 号議案  |
| 議 案 名   | 町の区域の変更について   |
| 摘 要     | 二本木新町町内会からの要請に伴うもの<br>三河安城町二丁目に編入する区域<br>篠目町童子 2 0 5 番 1                                |

| 内 容     |  |
|---------|--|
| 議 案 番 号 | 第 41 号議案   |
| 議 案 名   | 市道路線の廃止について  |
| 摘 要     | <p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止        2 1 路線   13,167.40m</p>   |
| 議 案 番 号 | 第 42 号議案   |
| 議 案 名   | 市道路線の認定について  |
| 摘 要     | <p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>認定        1 6 0 路線   28,869.56m</p> <p>廃止及び認定後の市道    3,949 路線   1,260,172.77m</p> |
| 議 案 番 号 | 第 43 号議案   |
| 議 案 名   | 都市公園を設置すべき区域の決定について  |
| 摘 要     | <p>都市公園法第 3 3 条第 5 項の規定に基づくもの</p> <p>明治本町地内公園    安城市明治本町   0. 5 0 h a    新設</p>                            |

| 内 容     |   |
|---------|---|
| 議 案 番 号 | 第 44 号議案  |
| 議 案 名   | 特定事業契約の締結について   |
| 摘 要     | <p>安城市中心市街地拠点整備事業</p> <p>事業の場所 安城市御幸本町地内</p> <p>事業の概要 情報拠点施設、広場、公園及び駐輪場の設計、建設及び維持管理</p> <p>事業期間 本契約の締結の日から平成 4 4 年 5 月 3 1 日まで</p> <p>契約金額 金 6, 253, 200, 000 円</p> <p>契約の方法 随意</p>   |
| 議 案 番 号 | 報告第 1 号   |
| 議 案 名   | 専決処分について  |
| 摘 要     | <p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 1 0 3, 4 7 8 円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 5 年 9 月 2 7 日 午後 3 時 3 0 分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 碧南市吹上町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の道路において、駐車場から当該道路へ進入した公用車が、交差する道路から当該道路へ進入した相手方車両と接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体前部の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 5 0 % 相手方 5 0 %</p> <p>5 専決年月日 平成 2 6 年 1 月 2 0 日</p> |

| 内 容                   |  |
|-----------------------|--|
| 議 案 番 号               | 報告第2号  |
| 議 案 名                 | 専決処分について   |
| 摘 要                   | 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解   |
|                       | 1 損害賠償額 64,138円  |
|                       | 2 事故内容   |
|                       | (1) 発生日時 平成25年12月16日 午後2時20分ごろ                                     |
|                       | (2) 発生場所 安城市東栄町地内  |
|                       | (3) 経 過 上記地内の東栄幼稚園の駐車場において、駐車しようとした公用車が、駐車中の相手方車両と接触したもの           |
| 3 相手方の損害の程度 前バンパーの損傷  |  |
| 4 過失割合 安城市100% 相手方0%  |  |
| 5 専決年月日 平成26年2月3日     |  |
| 議 案 番 号               | 報告第3号  |
| 議 案 名                 | 専決処分について   |
| 摘 要                   | 道路管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解  |
|                       | 1 損害賠償額 15,750円  |
|                       | 2 事故内容   |
|                       | (1) 発生日時 平成25年12月10日 午前11時30分ごろ                                    |
|                       | (2) 発生場所 安城市上条町地内  |
|                       | (3) 経 過 上記地内の市道において、設置してあった通行止看板が、強風により飛ばされ、店舗駐車場に駐車中の相手方車両に当たったもの |
| 3 相手方の損害の程度 右前部のドアの損傷 |  |
| 4 過失割合 安城市100% 相手方0%  |  |
| 5 専決年月日 平成26年1月20日    |  |

| 内 容     |   |
|---------|---|
| 議 案 番 号 | 同意第 1 号   |
| 議 案 名   | 副市長の選任について  |
| 摘 要     | 副市長 新井博文の任期満了（平成 2 6 年 3 月 3 1 日）に伴う後任の選任<br><br>副市長<br>任期 4 年<br>定数 2 人  |
| 議 案 番 号 | 同意第 2 号   |
| 議 案 名   | 監査委員の選任について   |
| 摘 要     | 委員 稲垣靖の任期満了（平成 2 6 年 5 月 1 1 日）に伴う後任の選任<br><br>監査委員<br>識見を有する者のうちから選任される者<br>任期 4 年<br>定数 1 人<br>要件 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者<br>議員のうちから選任される者<br>任期 議員の任期<br>定数 1 人 |
| 議 案 番 号 | 同意第 3 号   |
| 議 案 名   | 教育委員会委員の任命について  |
| 摘 要     | 委員 本田吉則の辞職（平成 2 6 年 3 月 3 1 日）に伴う後任の任命<br><br>教育委員会委員<br>任期 4 年<br>定数 5 人<br>要件 本市の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの   |